

特定非営利活動法人 総合福祉サポートセンターはだの  
令和6年度 第1回理事会

期日 令和6年5月24日

**【議 題】**

(1) 議決事項

第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度決算報告及び会計監査報告

第3号議案 役員の改選について

(2) 報告事項

令和6年度予算について



令和5年度 特定非営利活動法人  
総合福祉サポートセンターはだの 事業報告

1 令和5年度事業計画の重点項目への取り組み

(1) 法人後見ニーズに応える

- 新規受任依頼が5件あり、1件は申立て準備中、1件は取り下げとなった。また令和4年度中に依頼のあった方2名の審判がおりたため、計5件新規受任した。
- 職員は、今年度も成年後見制度や意思決定支援に関する研修に参加し、自己研鑽に努めた。また、チームによる意思決定について、職員間で意識の共有ができるよう、打合せを行い、ケース記録に残した。

(2) 地域連携ネットワークへの参画

- 秦野市成年後見利用支援センターが行う会議に参加し、地域の相談機関や受任団体等との意見交換を行った。
- 秦野市成年後見利用支援センター、秦野市障害福祉課、児童相談所、市内障害者支援施設等から、後見人等候補者が見つかりにくい方の受任依頼を受けた。

(3) 苦情解決の仕組みづくり

- 成年後見利用促進専門家会議において、苦情解決についての意見交換がなされたため、その資料を参考に、内部で検討を行った。

2 成年後見事業の体制

• 開所日及び開所時間

月曜～金曜（祝祭日を除く） 9時30分～17時30分

• 職員体制

担当者5名（専任。常勤3名、非常勤2名）

• 緊急時の連絡体制

休日や夜間等、緊急の連絡に対応する為、担当職員が携帯電話（法人後見専用電話）を持ち、対応している。

### 3 事業概要

#### (1) 成年後見に関する相談

- ・成年後見制度全般に関する相談や当法人の成年後見事業に関する相談に応じた。
- ・「ぱれっと・はだの」が支援する方の面談に同席するなどの対応を行った。

#### (2) 申立支援

- ・当法人が後見人等候補者となっている方の申立を支援した。
- ・申立前に行う本人とのマッチング面談を行った。

#### (3) 成年後見（法人後見）受任

※主に障害者等への自立生活を支援する一助として個人ではなく法人が後見人となる「法人後見」を実施した。また、チェック機能として、外部委員が参加する成年後見事業運営委員会を毎月実施し、出納については法人全体でチェックするなどの対応を行った。

※当法人の後見活動においては、障害のある方を中心に20～70歳代と幅広い年齢層の方を受任をしており、身上保護に重きを置いた支援を行っている。

（具体的な内容については、「6 受任者の対応状況」等を参照）

身上保護…本人との面会（原則月1回、施設等への訪問を行い、状況確認をする。）

関係機関との連携（ケア会議、個別面談等への参加）

諸手続き（サービス利用関係の契約、行政関係の手続き）

その他（衣類等の購入、通院付添など個別に応じた支援）

財産管理…収支の管理（利用料、各種税金等の支払い、年金の受領）

生活費等の管理（施設及び本人と相談し、月々の小遣い等を手渡す）

その他（遺産分割、不動産売却等については専門家へ依頼する）

#### (4) 普及・啓発

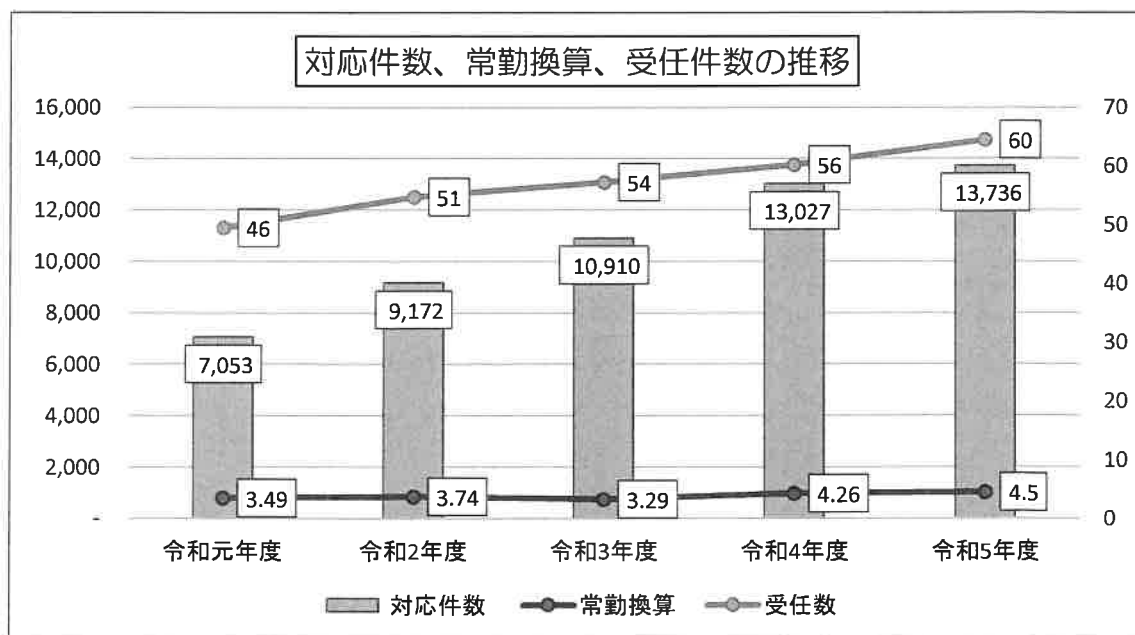
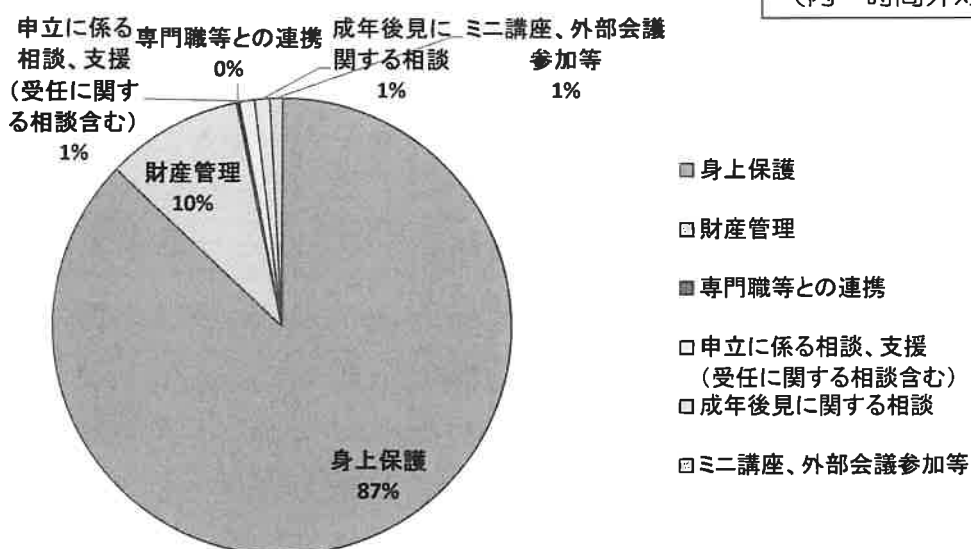
- ・法人後見事業概要や事例報告等の講師派遣の実施
- ・秦野市成年後見ネットワーク会議等への参加

#### 4 活動状況

活動件数（活動内容、対応方法）

	活動内容	件数	前年度
相談	成年後見に関する相談	145	148
申立	申立に係る相談、支援 (受任に関する相談含む)	147	24
受任	身上保護	11,957	10,988
	財産管理	1,331	1,766
	専門職との連携	29	47
普及・啓発	ミニ講座、外部会議参加等	127	54
	計	13,736	13,027

対応方法	件数	前年度
電話	5,352	4,418
郵便	2,710	2,707
訪問	2,749	2,546
面会（オンライン等含む）	425	491
来所	964	750
メール	1,167	1,408
その他	58	71
計	13,425	12,391
(内 時間外対応)	402	—



今年度も活動比率に、大きな変化はなかったが、2年連続で1万3千件を超える対応となった。

「申立に係る相談、支援」については、新規受任や受任依頼が増えたことに伴い、前年度と比較して6倍の件数になっている。職員が定着したことに伴い、新規受任依頼～受任直後の事務について、同時に複数件、対応できるようになっており、今後も新規受任依頼を受け付ける体制が整ってきたと言える。また「普及・啓発」については、後述のとおり、研修依頼が急増したため、約2倍の件数となった。

一方で、財産管理について、月1回ではなく、週ごとや月に数回に分けて渡すなどの対応を必要とする方が増えていることから、それに伴って「来所」「訪問」の件数が増加した。

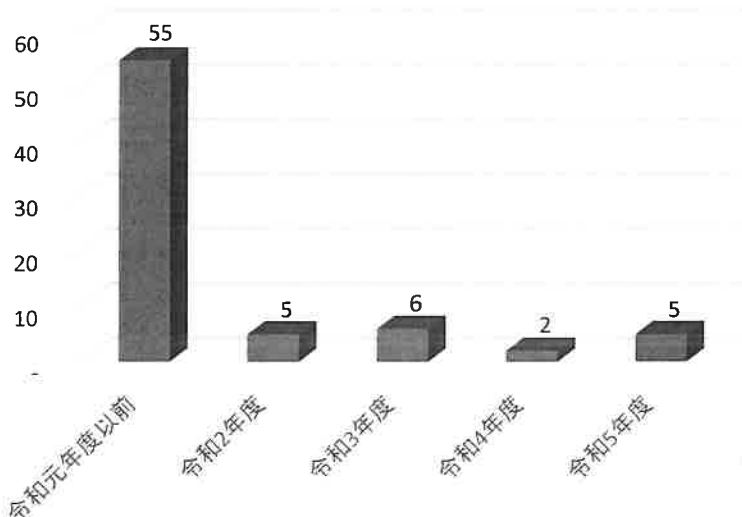
また、被後見人等への対応について、相談支援専門員や施設、グループホーム職員を交え、複数名で話をする機会やケア会議等も増えており、頻回に情報共有を行うため「電話」の件数も増加していった。

尚、ここ5年間の活動件数、受任件数、職員配置の推移をグラフ化すると、活動件数、受任件数は、右肩あがりとなっているが、職員配置については常勤換算で平均3.29人～4.5人とほぼ横ばいとなっている。さらに、令和元年度は1人2,000件/年の対応だったが、令和3年度以降は1人3,000件/年を超える対応を行っており、職員1人が対応する件数が1,000件以上増加していることが分かった。職員一人一人の業務負担が増加したことも、5年間で5名の退職に繋がった可能性があると考えられる。

## 5 受任者の状況

※令和4年度報告について、審判確定前の1件を計上していた為、重複あり。修正した。

### (1) 新規の受任状況（累計：72名）

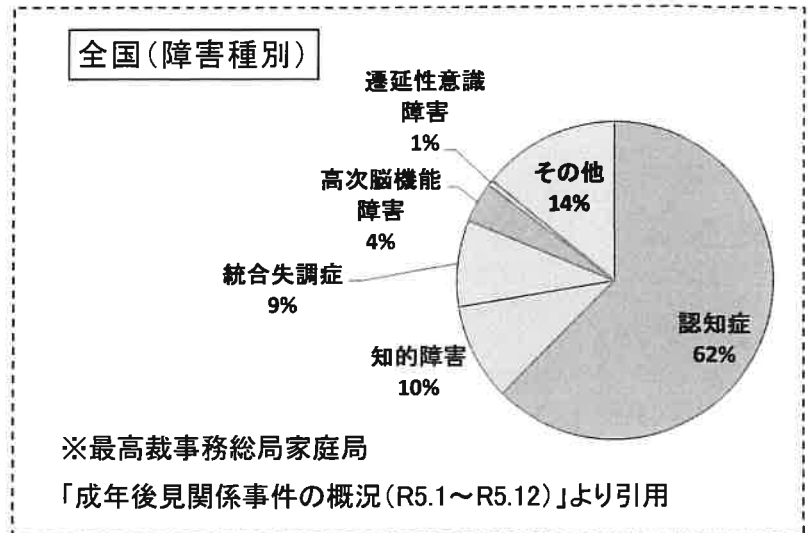
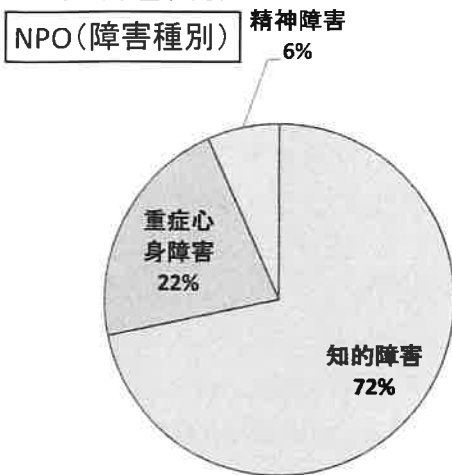


今年度は6名の受任依頼があり、内3件新規受任した。また、前年度からの依頼2名も受任したため、令和5年度は、計5件新規受任した。現受任数は60名となった。

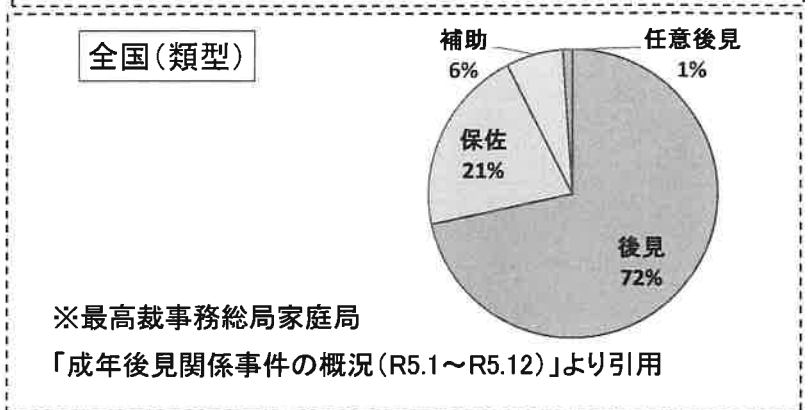
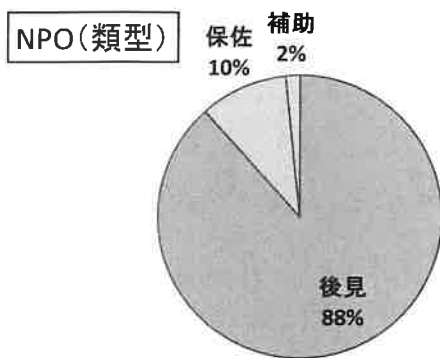
※詳細は「7. 法人後見事業者支援事業」を参照。

(2) 成年被後見人等の状況（現受任数：60名）

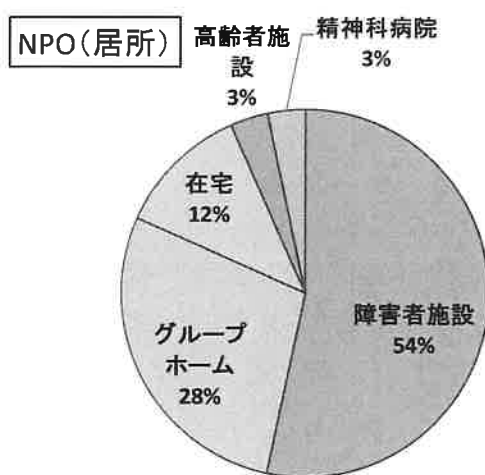
a. 障害種別



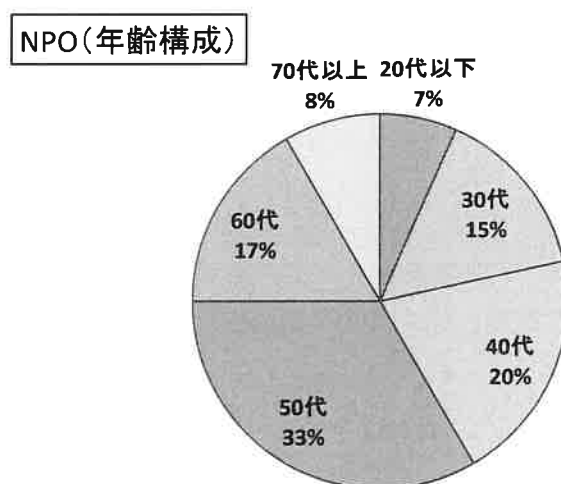
b. 類型



c. 居所



d. 年齢構成



「居所」について60代以上の被後見人等について、介護保険へ福祉サービス利用を変更する方も増えてきたこと、精神科病院へ長期入院している方や地域移行ケースの受任依頼が増えていることから、新たに「高齢者施設」と「精神科病院」の項目を追加した。データについては、例年と大きく変わりがなかったが、グループホームや在宅が微増している。施設入所と比較して、グループホームや在宅の方は支援頻度が高くなる傾向があり、活動件数の増加につながったものと思われる。

※「男女比」については、活動件数に変化がないこと、性自認への配慮から、令和5年度報告より削除した。

## 6 受任者の対応状況

### (1) ケース特記

入院手続き 10 件、相続 6 件を行った。

- a. 入院手続きについては、昨年度は 4 件だったが 10 件に増加。内 6 件は 3 名の精神障害の方が、それぞれ 2 回ずつレスパイト入院をしたことによるもの。また、体調不良に伴う入院もあり、計 2 名が 1 回ずつ、脳血管障害による緊急入院とリハビリ病院への転院が 1 名あった。
- b. 相続については、昨年度と同件数あった。専門職や法テラスに依頼した他、親族や当法人が遺産分割協議書案を作成し、家裁に確認したケースもあった。

### (2) 通年で行っている対応等

- a. 衣類やラジカセ、髭剃りなどの生活用品等の購入を施設や遠方のご家族より依頼され、都度対応した。
- b. サービス等利用計画や個別支援計画等の面談は、新型コロナウイルス感染症対策の為、電話や書面による対応が増えた。また認定調査については、行政からの申し出により延期した方もいたが、可能な限り、同席したり、電話等で意見を伝えるなどした。
- c. 各種サービス支給申請、国民健康保険料支払い、高額療養費申請、補装具支給申請、確定申告などを行った。
- d. 施設入所している方の空き家となっている自宅管理の一環として、年に数回、自宅の様子を見に行き、適宜、草取りを業者に依頼した。

### (3) 家庭裁判所への報告

後見事務の監督機能として、原則年 1 回の定期報告を兼ねて家庭裁判所へ報酬付与申立を行っている。今年度は予定通り 55 名の方の報酬付与申立を行った。1 件は生活保護受給中で報酬負担が出来ず、成年後見利用支援事業(報酬助成)の対象外となっていることから、定期報告のみ行っており、無報酬となっている。

尚、令和 6 年 4 月 1 日より、秦野市成年後見利用支援事業実施要綱が変更され、市長申立て以外も報酬助成対象となったことから、今後は報酬受領できる見込みとなっている。



## 7 法人後見事業者支援事業（補助事業）

秦野市より補助金交付を受け、下記のケースの受任依頼を受けた。

	状況	年齢層	障害種別	類型	申立人	概要
1	新規受任 (累計 70 件目)	40 代	知的障害	後見	親族	R4、親族より親なき後に備えて、後見制度利用を検討したいとの依頼。R5.7 月～当法人受任。
2	保留	40 代	知的障害	不明	未定	秦野市内グループホーム利用者。R4、支援員より、親族が本人財産を気にしている節があり、当法人へ受任依頼。親族は当該施設に対する不信感があり、進捗なし。
3	申立準備中	30 代	知的障害	不明	本人	秦野市内グループホーム利用者。親族より、お金の無心あり。本人や支援者を脅すような内容のため、R4、支援員より後見制度利用したいとの相談。本人との関係づくりのための面談を開始。本人申立で書類作成中。
4	新規受任 (累計 68 件目)	40 代	知的障害	後見	職権	R4、親族後見人が急死。後任について、家裁の職権となる予定だったが、施設職員と親族が当法人を希望。R5.4 月～当法人で受任。
5	新規受任 (累計 69 件目)	20 代	知的障害	保佐	本人	相談支援専門員が司法書士を後見人等候補者としてマッチング支援したが、本人と相性合わず。R5、グループホーム職員より当法人に受任依頼。事前に全職員と面談の上、本人より受任依頼あり。R5.7 月～当法人で受任。
6	新規受任 (累計 71 件目)	40 代	知的障害	後見	親族	R5、秦野市成年後見利用支援センターより受任依頼。過去に当法人に受任依頼があったが、コロナ禍で申立延期の申出があり、取り下げ。親族より再受任依頼あり。R5.12 月～当法人で受任。
7	新規受任 (累計 72 件目)	50 代	精神障害	後見	親族	R5、秦野市成年後見利用支援センターより受任依頼。精神科病院入院中。身近な親族も精神疾患や介護保険利用している。本人は治療拒否をしており、支援が難しいとの相談。R5.12 月～当法人で受任。
8	申立中	50 代	手帳無し (自立支援医療)	保佐	市長	R5、秦野市地域共生支援センターより受任依頼。親族から相続した土地を切り売りして生活していたが、生活費が不足している様子。福祉サービス利用経験なし。
9	取り下げ	40 代	精神障害	不明	市長	R5、秦野市生活援護課より受任依頼。市内精神科病院入院中。後日、本人が制度利用を拒否したことから、依頼取り下げ。
10	申立準備中	10 代	知的障害	後見	親族	R6、児童相談所より受任依頼。ネグレクトのため児童施設に措置入所中。特別支援校卒業後に向けて受任依頼。家族にも支援が必要なケース。

令和4年度中に受任依頼を受けていた4件（No.1～4）のうち、令和5年度中に2件受任した。No.2は親族が施設に対する不信感があり、後見制度利用よりも先に解決すべきことがあるため、申立については、保留となっている。No.3は本人との関係づくりに時間をかける必要があり、月1回の面談を行い、少しずつ関係性が構築され、本人が申立を希望したため、本人申立で書類作成補助をしている。令和5年度中の依頼は計6件（No.5～10）あり、内3件（No.5～7）を受任した。秦野市成年後見利用支援センター、行政機関からの依頼については、個人後見に馴染まないケース（頻回な支援が必要、複数の専門性や多職種連携が必要、後見人等の交代が必要となる可能性がある等）の受任を求められるようになってきており、法人に求められる支援の内容が年々、明確化していると共に、職員には、障害福祉分野に捉われない、広い視座が求められている。

## 8 成年後見事業運営委員会の開催

原則月1回の会議を実施し計12回の開催となった。例年通り、受任者については、担当理事である後見委員会委員長及び外部委員より対応状況について助言をいただきながら、ケース検討等を行った。また、新規受任ケースについても承認を受けた。

## 9 職員派遣の状況

新型コロナウイルス感染対策が緩和されたことに伴い、各団体の研修が再開し、当法人への講師派遣依頼が急増した。昨年度は4件派遣依頼があったが、令和5年度は計12件の講師派遣依頼があり、下記の講師派遣を行った。また、神奈川県行政書士会より、寄稿依頼があり、当法人の活動について、紹介記事を寄稿した。

研修名	内容	主催者	開催日	派遣職員人数
成年後見制度における意思決定支援	意思決定支援ガイドラインと事例報告	神奈川県社会福祉協議会	令和5年6月22日	1名
成年後見制度について	成年後見制度の概要	秦野市手をつなぐ育成会 (大根鶴巻支部)	令和5年7月6日	1名
知っているようで知らなかった成年後見制度研修	成年後見制度の概要と事例報告	かながわ共同会	令和5年7月21日	1名
成年後見制度について	成年後見制度の概要	秦野市手をつなぐ育成会	令和5年7月29日	1名
記録の書き方のポイント	日常生活自立支援事業担当者が記録を書く際の視点とポイント	神奈川県社会福祉協議会	令和5年8月14日	1名
成年後見制度について	成年後見制度の概要	平塚支援学校	令和5年8月25日	1名
成年後見制度について	成年後見制度の概要	NPO 花家族会	令和5年9月26日	1名
成年後見制度の概要、最新の動向～連続勉強会～	成年後見制度の概要と最新情報について	秦野市手をつなぐ育成会 (北支部)	令和5年11月16日	1名
財産管理のリスクと公的支援	財産管理に関する法律と支援について	かながわ共同会	令和5年12月15日	1名

精神障害者の支援	法人後見の事例報告	神奈川県社会福祉士会 (ばあとなあ神奈川)	令和5年12月26日	1名
成年後見制度について	成年後見制度の概要と事例報告	松下園家族会	令和6年1月14日	1名
事例で学ぶ成年後見人等の役割～必要な人に繋ぐために～	成年後見制度の概要、意思決定支援、グループワーク	厚木市社会福祉協議会	令和6年3月5日	1名

## 10 研修会参加状況

人材育成を目的に下記の研修に参加した。また、令和5年度は「精神障害者の理解」をテーマに障害特性、入院形態の違い、精神障害者が利用できるサービス等について、社会福祉士・精神保健福祉士の鈴木眞理子氏を講師に招き、内部研修を実施。市内法人後見関連団体と共同学習会として開催した。

研修名	主催者	開催日	延べ参加人数
令和5年度法人後見担当者基礎研修 ～成年後見制度の概要と法人後見について～	神奈川県社会福祉協議会	令和5年6月29日～30日 ※オンライン	4名
2023年度都道府県士会体制整備連続勉強会 第1回「権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における社会福祉士会の役割」	日本社会福祉士会	令和5年6月28日 ※オンライン	1名
令和5年度市町村審査会委員研修	神奈川県障害サービス課	令和5年9月11日	1名
令和5年度法人後見担当者基礎研修 ～障害の理解～	神奈川県社会福祉協議会	令和5年9月12日～13日 ※オンライン	4名
令和5年度法人後見担当者現任研修 ～任意後見制度～	神奈川県社会福祉協議会	令和5年10月20日、25日 ※オンライン	3名
成年後見制度の現況と今後の展望 ～持続可能な権利擁護の支援に向けて～	神奈川県社会福祉士会	令和5年10月28日	2名
児童虐待防止研修会 子どもを虐待から 守るために各機関の役割とできること	秦野市役所 こども家庭支援課	令和5年11月15日	4名
精神障害者の理解 ～精神障害の特性と医療との連携～	当法人主催	令和5年11月21日	12名
令和5年度法人後見担当者現任研修 ～障害者虐待について～	神奈川県社会福祉協議会	令和5年11月30日、12月1日 ※オンライン	4名
重層的体制整備事業について	神奈川県社会福祉士会	令和5年12月10日 ※オンライン	2名
2023年度福祉従事者のための 成年後見活用講座	神奈川県社会福祉士会	令和6年1月20日～21日 ※オンライン	2名
第2回意思決定支援実践シンポジウム	SDM-JAPAN	令和6年2月23日日 ※オンライン	1名

令和5年度意思決定支援研修 「意思決定支援を踏まえた後見事務の ガイドライン」を学ぶ	神奈川県社会福祉協議会	令和6年3月1日 ※オンライン	4名
令和5年度成年後見講演会 身寄りのない高齢者等への支援の課題について	秦野市社会福祉協議会	令和6年3月18日	5名

## 11 会議等への参加

法人後見受任団体として下記の会議へ参加した。また、今年度より、各会議に参加する職員を固定せず、複数職員が法人代表者として参加できるよう順次、引き継ぎを行った。

会議名	主催者	開催回数	延べ参加人数
秦野市障害者支援懇話会 地域共生部門	秦野市障害福祉課	4回	4名
秦野市成年後見ネットワーク連絡会 及び受任団体意見交換会	秦野市社会福祉協議会	2回	2名
当事者連絡会	市内当事者団体	1回	1名
かながわ法人後見連絡会	神奈川県社会福祉協議会	2回	6名
日常生活自立支援事業契約締結審査会	秦野市社会福祉協議会	6回	6名
伊勢原市障害支援区分判定審査会	伊勢原市障害福祉課	11回	11名
虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会	(社福) さくらの家福祉農園	1回	1名

## 12 まとめ

当法人が実施している成年後見事業においては、「成年後見制度を活用した権利擁護支援」を目的としており、財産管理ではなく、身上保護（主に意思決定支援）に重点をおいて活動をしてきた。年々、この「権利擁護」については、障害福祉分野に留まらず、広い視座で被後見人等を取り巻く関係者、環境、社会資源、福祉サービスのアセスメントと対応が必要とされている。

そのため、職員に求められる知識が民法の基礎知識から各福祉サービス、社会保障制度、虐待防止法（児童、障害者、高齢者）と多岐に亘るため、経験と知識、座学とOJTという相互学習が必要になるため、今年度は成年後見以外の周辺制度に関わる研修にも職員は積極的に参加をしてきた。

一方で、丁寧な支援を行うことに比例して、活動件数も増加している他、受任件数の増加は家庭裁判所への報告書作成件数も増加するため、職員の業務負担も大きく、研修参加や自己研鑽の時間を取れなくなっていることも課題となっている。

今後、成年後見制度については、民法改正を含めた大きな転換期を迎えることになるため、当法人の法人後見のあり方、法人運営、職員体制については、喫緊の課題として検討が必要と考える。

# 令和5年度 資金収支決算書 (案)

## 第2号議案

特定非営利活動法人 総合福祉サポートセンターはだの (R5. 4. 1~R6. 3. 31)

単位・円

科目	令和5年度予算 (A)	令和5年度決算 (B)	差異 (B) - (A)	摘要
収入				
事業収入	13,601,000	17,037,403	3,436,403	
自主事業収入	13,601,000	17,037,403	3,436,403	成年後見報酬・成年後見実費等
委託事業収入	0	0	0	
補助事業等収入	5,500,000	5,500,000	0	
補助事業収入	3,500,000	3,500,000	0	法人後見事業者支援事業費補助金
その他	2,000,000	2,000,000	0	社団からの事業協力金
会費収入	300,000	301,560	1,560	
正会員費	120,000	143,560	23,560	
賛助会費	180,000	158,000	△ 22,000	
雑収入	0	100,027	100,027	利息、講師料等
寄付金収入	0	55,640	55,640	
(小計)	19,401,000	22,994,630	3,593,630	
(繰越金)	5,807,299	5,807,299	0	
合計	25,208,299	28,801,929	3,593,630	
支出				
人件費支出	17,540,000	17,780,396	240,396	
労務費	13,500,000	13,541,797	41,797	給与 賞与
役員報酬	1,440,000	1,440,000	0	
交通費 (通勤費)	300,000	286,639	△ 13,361	
退職引当金	300,000	249,350	△ 50,650	
法定福利費	2,000,000	2,262,610	262,610	
事務費支出	7,668,299	8,070,711	402,412	
福利厚生費	65,000	31,146	△ 33,854	健康診断等
事務用品費	100,000	121,937	21,937	事務用品
研修費	60,000	32,220	△ 27,780	
通信費	370,000	255,876	△ 114,124	携帯電話、切手代、ホームページ管理費
租税公課	1,000,000	839,733	△ 160,267	消費税、印紙代等
会議費	200,000	142,000	△ 58,000	
損害保険料	200,000	155,200	△ 44,800	車保険、成年後見保険等
旅費交通費	60,000	63,923	3,923	
消耗備品費	0	0	0	
修繕費	0	122,034	122,034	固定電話等修理
支払手数料	720,000	751,844	31,844	弁護士・税理士・社労士顧問料、振込手数料
交際費	20,000	4,778	△ 15,222	
諸会費	32,400	32,400	0	
雑費	37,500	9,708	△ 27,792	名刺、機密文書溶解、広告宣伝
車輛費	200,000	135,492	△ 64,508	点検費用、修理等 (軽2台分)
新聞図書費	40,000	3,520	△ 36,480	
管理諸費	1,800,000	1,800,000	0	社団協力金
リース料	376,200	376,200	0	ソフト
什器備品	300,000	238,700	△ 61,300	パソコン1台購入
雑損失	0	2,884,000	2,884,000	令和4年度補助金返還分
法人税	70,000	70,000	0	事業税
予備費	2,017,199	0	△ 2,017,199	
合計	25,208,299	25,851,107	642,808	
収支差額	0	2,950,822	2,950,822	令和6年度へ繰越

上記のとおり報告します。令和6年3月31日

理事長 山口 浩 

# 会 計 監 査 報 告 書

令和5年度の会計について、関係帳票類及び元帳及び証拠書類等を監査しました結果、収支は適正であり、諸票とも記載に間違いがないことを認めます。

令和 6 年 5 月 10 日

監事 梶山 孝夫

